

妙見の樟

「妙見の樟」は辺田区の東部にあり、地元ではこの樟を「上霍神社」・「妙見さん」と呼び、古くから「水の神様」として祭っています。

昭和15年天然記念物として文部大臣の指定を受けましたが、条例改正により指定を外され、現在は市指定の天然記念物として保護されています。

この神木には、祈願すると雨の恵みを得られることや、白蛇が住みついて木の主になっていくこと、神木のおかげで辺田区内に大火がないことなどの口伝があります。常日頃から周辺の清掃や献花が行われ、毎年9月18日に「妙見祭」が行われるなど、地元のシンボルとして保護されています。



認定番号第特別 H23-1号 推薦者 辺田区

黄金塚城跡

城跡は、四町分字塚原の背後の標高223歳の丘陵地にあります。ここは、菊池から阿蘇二重峠に至る山越え道の西側で、北東の麓に岩下の集落を望む高台になっており、城跡には4つの石碑が立ち並んでいます。

城跡は近くにある市成・掛幕・五社尾の諸城に比べて、はるかに低いところですが、眺望は良く、食・住の環境に恵まれています。また、市成城の後備で阿蘇、日田方面に備えた城と考えられており、市指定文化財に指定されています。

地元岩下地区で草刈・整備作業を行っており、4月の第1日曜日には城跡で先祖祭祀が行われるなど、地元で親しまれています。



認定番号第特別 H23-2号 推薦者 岩平区

人権同和教育シリーズ ⑧

部差別の解消に向けて 地域人権教育指導員 糸岡勇一

江戸時代から続いた部差別に よって地区の人々は苦しい思いを余儀なくされ続けてきました。1871(明治4)年、身分と職業が平民と同様に扱われることを宣言した「解放令」が發布されました。これによって、江戸時代の身分制度は制度の上ではなくなり、身元が平民と同等に扱われることを宣言した「解放令」が發布されました。しかし、この「解放令」は呼称廃止と身分・職業を平民と同一に扱うことを形式的に明らかにしたにすぎず、地区の人々に対する生活の向上を保障するための具体的な施策は行われませんでした。しかも、周りの人々の差別意識をなくそうとする取り組みもありませんでした。このことは、部差別が制度的差別から社会的差別に変わっていく節目とも言えます。

また、1872(明治5)年に全国的規模で作られた戸籍である「壬申戸籍」に、差別呼称が記載されるなど、依然、同和地区に対する差別意識は根強く残されました。これは、1968(昭和43)年に国が閲覧禁止の通達を出すま

で差別に利用されました。「解放令」から50年後、政府には任せておけないと、厳しい差別の中で苦しんできた人たちが立ち上がり、「全国水産社」を1922(大正11)年に創立し、差別することをおかしさを正していこうとする運動が始まりました。一方、1965(昭和40)年、国に対して同和对策審議会答申が出され、部差別の解消は行政の責務であり国民的課題であることが明示されました。

このことを受けて、1969(昭和44)年に「同和对策事業特別措置法」が公布・施行され、ようやく国による差別解消に向けた取り組みが始まりました。長い間の差別の結果生じた同和地区の生活環境などの低位性が国民の心理的差別を助長し、心理的差別が実体的差別を再生産するという悪循環を絶つたためのものでした。この結果、生活環境などにおいては一定程度の改善が図られました。結婚や就職に際しての差別事象、差別落書きなどが後を絶たず、部差別解消に向けた教育・啓発の重要性が指摘され、2000(平成12)年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。菊池市においても、「菊池市部差別等撤廃・人権擁護に関する



条例」を制定し、人権教育・啓発の取り組みを行っています。2008(平成20)年に実施した「人権に関する市民意識調査」では、結婚に際して「親として関係なく賛成する」「子どもの意見を尊重する」が9割を超える結果となっており、完全解決には至っていない状況にあります。 私たちの生活には、「科学的には何の根拠もない、おかしい」と考えても、「世間の常識」に従った方が無難であるという傾向はないでしょうか。迷信や不合理な偏見、因習にとらわれた主体性のない生活態度や価値観は、結果として部差別やいじめ、障がい者差別などあらゆる差別を残すことになってしまっています。知らず知らずのうちに差別していることに気づき、事実を正しく学び、誤った考え方を自ら正していくことが、同和問題の解決につながるのです。

菊池夢美術館情報

問い合わせ先 菊池夢美術館 ☎0968(23)1155

梅野秀和写真展「一本桜響宴」

期間 ~2月5日(火)

何十、何百と桜が咲き競う光景も見事ですが、一本だけでも、有名でなくても、心に残る桜があります。九州各地の一本桜をタペストリーに展示します。約30点。



第10回菊池わいふのひなまつり

期間 2月9日(土)~3月17日(日)

2月9日(土)のオープニングから期間中さまざまなイベントを開催します。講演会や折り紙教室・着付け体験など楽しい催しを開きますのでぜひご参加ください。

また、オープンスクール「菊池一族ゆかりの女性」を、2月20日(火)・27日(火)・3月6日(水)に開きます。詳しくは32ページをご覧ください。

開館時間 午前9時~午後5時30分

※期間中の休館日はありません。

わいふ一番館だより

問い合わせ先 わいふ一番館 ☎0968(24)6630

つるし雛展示会 高山和子

期間 2月13日(水)~3月10日(日)

楽しいひなまつりの行事に、つるし雛を添えました。女の子の健やかな成長と幸せの願いを込めた作品です。

第3回わいふ一番館企画展

文教の郷・菊池 一菊池学と先哲一

期間 ~3月31日(日)

文教菊池の土台を築きあげた15世紀、そして近代文教の祖・渋江紫陽、木下梅里は、優れた人材を世に数多く輩出して文教菊池の名を高まりました。今回は近代文教にスポットを当て企画しました。ぜひご来館ください。



※休館日：月曜日(祝日の場合は翌日)

木とふれあう自然体験

上手に木材を生かしていた生活は、すっかり昔のことになっていきます。きくちふるさと水源交流館で、自然の恵みを感じる「木のあそび」を体験しませんか?

間伐材を有効利用した薪割り体験。その薪を使って石窯でピザづくりや羽釜でご飯炊きも体験できます。また、蔵には薪ストーブがあり、火を灯すことができます。

昔の生活には欠かせないものだった竹……。竹とんぼ、竹箆、竹馬や竹籠など竹を使った木工体験。大人も子どもも木登りを安全に楽しめる森のびらんこ(ツリーイング)など、多様な体験プログラムがあります。

木とふれあい、木を使い、木を知る体験プログラムは、木のある暮らしを感じ、また子どもたちが、環境を考えるきっかけとなるのではないのでしょうか。



石釜でピザづくり体験



羽釜でご飯炊き体験

「はい!こちら菊池市消費生活センターです!」

問い合わせ先 菊池市消費生活センター ☎0968(36)9450 平日午前10時~正午、午後1時~午後4時 商工観光課入り口

「訪問買取」

今月はこのたび改正された特定商取引法の「訪問買取」についてお知らせします。昨年度から貴金属などを中心に訪問して品物を買取る、「訪問買取」に関する相談が全国の消費生活センターで激増しています。

典型的な例として、▼業者から「不要な着物を買い取る」と1人暮らしの高齢者宅に電話があり、処分してもよい着物があつたので来訪を承諾した▼その後、若い男性が家に来て、着物の価格は300円と言われ、あまりにも安いと思ったが不要だったので了解した▼すると業者は「ついでに貴金属の鑑定をしてあげる」と執拗に言い、怖かったのでネットワーク・指輪・ブレスレットを見せた▼業者は3点全てを1700円で買い取ると言い代金と領収書を渡した。宝石3点はそれぞれ10万円以上したものであまりにも安いと思ったが、怖くて断れなかった。

というのがあります。「訪問販売」については法律の規制があり、クーリングオフの制度や再

勧誘禁止などが定められていますが、「訪問買取」については規制がありませんでした。 今回の法律の改正で、「訪問買取」も「訪問販売」と同じように法の規制がかかるようになり、訪問販売と同じように、▼業者の氏名・名称・目的物品の種類▼の明示義務▼希望しないものに対する勧誘意思確認の禁止。つまり、いきなり「不要の着物はありますか、買い取ります」と訪問することが禁止されました。これは訪問買取特有の規定です。さらに物品の種類・購入価格・代金の支払い時期・クーリングオフ・引き渡しの拒絶について嘘を言ったり、言わなければならぬことを言わなかったりすることを禁止しています。

また、業者が品物を転売してしまおうと回収できなくなるため、契約をしても品物の引き渡しを一定期間拒絶でき、売主の手元に置いておくことができるようになりました。 不明な点や相談などありましたら、消費生活センターまで気軽にお問い合わせください。相談は無料です。